

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当るときは、
その翌日)

目次

◇規 則 鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則
◇告 示 新たに生じた土地の確認
字の区域の変更
保険医療機関等の指定
保険医等の登録
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理が
あつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県の療養取扱機関
となる旨の申出の受理
国民健康保険医等の登録があつたものとみなされるもの
休猟区の設定

◇教委告示 教育委員会の招集
◇公 告 危険物取扱者試験の実施

規 則

鳥取県規則第六十五号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「六百六十円」を「七百八十円」に、「六百三十円」を「七百五十円」に改め、同条第三項中「六百三十円」を「七百五十円」に改める。

第五条第二項中「八十円」を「百二十円」に、「五十円」を「八十円」に改める。

第六条第二項中「二百五十九円」を「二百八十五円」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「当該各号に掲げる額とする。」の下に「ただし、その額が六千円を超えるときは、六千円とする。」を加え、同項第一号中「(その額が五千円をこえるときは、五千円)」を削り、同項第二号中「九百円」を「九百九十円」に、「千三百五十円」を「千六百二十円」に改め、「その他の者のうち、」を削り、「もより」を「最寄り」に、「については、千六百二十円」を「のうち、自転車等を使用する距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である者にあつては千八百円、自転車等を使用する距離が片道十五キロメートル以上である者にあつては二千二百五十円」に改め、同項第三号中「運賃等相当額」を「第一号に掲げる

額」に改め、「(その額が五千円をこえるときは、五千円)」を削り、同項第四号及び第五号中「九百円(通所が不便である者については、千六百二十円)」を「第二号に掲げる額」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 適用日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当等支給規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に支給された訓練手当は、この規則による改正後の鳥取県訓練手当等支給規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第八百一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、岩美町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和四十九年七月二十日現在の地番による。)

岩美町大字網代字先網代四二〇の一から四一〇の三まで、四一〇の五、四一〇の六及びこれらと一体をなす国有地、字大網代一一八の五〇、一一八の五八、一一八の二〇二、一一八の二〇四から一一八の二〇一まで、一一八の二二九、一一八の二三〇、一一八の一三八、一一八の一五七、一一八の一五八、一一八の一六四、一一八の一七七、一一八の一七八、一一八の一八〇、一一八の一八三及び一一八の一八四、字網代坂二八一内次一並びに字進開二八一の七、二八一の四八及び二八一の五三並びに大字岩本字沓井屋敷一一四六の一〇、一一五〇の二、一一五〇の四、一一五〇の六から一一五〇の八まで、一一五〇の一〇から一一五〇の一六まで、一一五〇の三二、一一五〇の三三、一一五〇の三五及び一一五〇の三九と一体をなす国有地並びに字沓井屋敷一一五二、一一五二の一、一一五二の二、一一五二の六、一一五二の七、一一五二の一〇及び一一五二の一三と一体をなす県有地地先

新たに生じた土地の面積

一八、九一五・七八五
平方メートル

鳥取県告示第八百二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

大字網代字先網代

同上の区域（昭和四十九年七月二十日現在の地番による。）
大字網代字先網代の全域並びに字先網代四一〇のから四一〇の三まで、四一〇の五、四一〇の六及びこれらと一体をなす国有地地先一、三八四・六二五平方メートル

大字網代字大網代

大字網代字大網代の全域並びに字大網代一一八の五〇、一一八の五八、一一八の二〇二、一一八の二〇四から一一八の二一〇まで、一一八の二二九、一一八の二三〇、一一八の二三八、一一八の二五七、一一八の二五八、一一八の二六四、一一八の二七七、一一八の二七八、一一八の二八〇、一一八の二八三及び一一八の二八四、字網代坂二八一内次一並びに字進開二八一の七、二八一の四八及び二八一の五三地先一五、〇四〇・八一〇平方メートル

大字網代字進開

大字網代字進開の全域及び字進開二八一の四八地地先四六七・五〇〇平方メートル

大字岩本字沓井屋敷の全域並びに字沓井屋敷一一四六の二〇、一一五〇の二、一一五〇の四、一一五〇の六から一一五〇の八まで、一一五〇の二〇から一一五〇の二六まで、一一五〇の三二、一一五〇の三三、一一五〇の三五

大字岩本字沓井屋敷

及び一、一五〇の三九と一体をなす国有地並びに字沓井屋敷一一五二、一一五二の二、一一五二の三、一一五二の六、一一五二の七、一一五二の二〇及び一一五二の三と一体をなす国有地地先一、〇二二・八五〇平方メートル

鳥取県告示第八百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
皆 生 病 院	米子市西福原一五九八―七	昭和四十九年九月一日
竹 田 内 科 医 院	昭和町三〇―三	十一日
世 良 田 医 院	和町一七二〇	一日
本 田 医 院	八幡七〇三―一	〃
岡 空 医 院	糺町一丁目三五	〃
山 田 内 科 医 院	錦町一丁目三九	六日

医療法人専仁会 信生病院	倉吉市明治町一〇二七	"	十日
板倉医院	日南町多里二二五	"	一日
仙田薬局	米子市角盤町一丁目二五	"	"

鳥取県告示第八百四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井口 富紀子	鳥医第一、九〇〇号	昭和四十九年八月二十二日
杉山 藤子	鳥薬第一、二八九号	十九日
仙田 明美	鳥薬第一、二九〇号	二十六日

鳥取県告示第八百五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国

民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
仙田 薬局	米子市角盤町一丁目二五	昭和四十九年九月一日
小坂内科医院	境港市高松町字後浜田 五九七ノ五	八月一日
大賀美整形外科医院	米子市米原字大沢 九一六九	"

鳥取県告示第八百六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
小坂内科医院	境港市高松町字後浜田 五九七ノ五	全国	昭和四十九年八月一日
大賀美整形外科医院	米子市米原字大沢 九一六九	"	"

鳥取県告示第八百七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、九〇〇号	井 口 富 紀 子	昭和四十九年八月二十二日
鳥国薬第 二八九号	杉 山 藤 子	十九日
〃 第 二九〇号	仙 田 明 美	〃 二十六日

鳥取県告示第八百八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和四十九年九月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間	面積
荒舟休猟区	岩美郡国府町栃本地内の県道鳥取国府岩美線と県道上地栃本線の分岐点を起点として、県道上地栃本線を東方に進み、町道大石線に至り、同町道を南東に進み、扇ノ山登山道に至り、同登山道を南東に進み、岩美郡国府町上地地内の通称但馬越道に至り、同道を西方に進み、黒滝の谷に至り、同谷を南方に下り、上地農免道路に至り、同道路を西方に進み、県道丹比停車場線に至り、同県道を南方に進み、郡家町との境界に至り、同境界に沿つて南西及び西方に進み、国府町中河原から郡家町福地に通ずる通称神馬道に至り、同道を北西に進み、県道鳥取国府岩美線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十九年十月一日から昭和五十二年九月三十日まで	一、五二五
岩坪休猟区	鳥取市岩坪地内の市道岩坪線の小原橋北詰めを起点として、同市道を南東に進み、鳥取市と八頭郡郡家町との境界に至り、同境界を西方に進み、鳥取市と気高郡鹿野町との境界に至り、境界を北方に進み、県道河内鳥取線に至	〃	一、五二五

国英休猟区	亀尻奥崎 休猟区	り、同県道を東方に進み、県道郡家鹿野気高線との分岐点に至り、同県道を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	気高郡青谷町露谷地内の県道川上青谷停車場線と町道中学校二号線との分岐点を起点として、同点から同町道を東方に進み、町道中学校一号線に至り、同町道を更に東方に進み、県道俵原青谷線に至り、同県道を南方に進み、町道八葉寺小畑線との分岐点に至り、同町道を西方及び北西に進み、県道川上青谷停車場線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	一、六〇〇	一、二三〇
-------	-------------	---	---	-------	-------

穂見山休猟区	更に同境界を南方及び西方に進み、県道中井小河内用瀬線に至り、同県道を西方に進み、小倉越の農道大智谷線に至り、同農道を北東に進み、町道佐貫上土居線に至り、同町道を北方に進み、県道本鹿高福線に至り、同県道を更に北方に進み、国道五十三号に至り、同国道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	八頭郡智頭町智頭地内の錦橋北詰めを起点とし、県道智頭佐用線を南東に進み、県道智頭勝田線に至り、同県道を南西に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界に沿って北西及び南西にみ、岡山県勝田郡勝田町河内から智頭町大屋に越える山道に至り、同山道を西方に進み、林道半田奥線に至り、同林道を北西に進み、町道半田線に至り、同町道を北西に進み、県道西谷那岐停車場線に至り、同県道を更に北西に進み、国道五十三号に至り、同国道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	二、九二〇	八頭郡佐治村余戸地内の県道江府中
--------	---	---	-------	------------------

<p>天神野休猟区</p>	<p>尾蔭休猟区</p>
<p>倉吉市西倉吉地内の国道三百三十三号の小鴨橋西詰めを起点として、同国道を南西に進み、県道如来原倉吉線に至り、同県道を更に南西に進み、県道下米積関金線に至り、同県道を北方に進み、県道大河内横田線に至り、同県道を北東に進み、県道倉吉赤碕中山線に至り、同県道を更に北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>和用瀬線と林道川奥線との分岐点を起点とし同県道を西方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界に沿って北方に進み、三国山に至り、同所から佐治村と東伯郡三朝町との境界に沿って北東に進み、佐治村と八頭郡河原町との境界に至り、同境界に沿って南東に進み、更に木合谷国有林の九十二林班と九十四林班及び九十二林班と九十三林班との境界を南東に進み、通称河本山に至り、同山からワサビ谷を南方に下り、川奥林道に至り、同林道を南東及び南西方に進んで起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>一、〇二七</p>	<p>二、六五〇</p>
<p>成美休猟区</p>	<p>山守休猟区</p>
<p>東伯郡赤碕町徳津地内の国鉄山陰線と黒川左岸の交差点を起点として、同左岸を南東及び南方に進み、町道広子大熊線の中村橋に至り、同町道を南方に進み、林道大藤線に至り、同林道を更に南方に進み、林道本谷線に至り、同林道を南西に進み、ホソの谷作業道に至り、同作業道を南西に進み、中村</p>	<p>東伯郡関金町大字明高地内の県道如来原倉吉線の坂ノ下橋南詰めを起点として、町道小泉線を南西に進み、小泉部落を経て、小泉奥国有林の六十林班と五十七林班との境界に至り、同境界に沿って南西に進み、五十七林班と民有林との境界に至り、同境界に沿って南方に進み、岡山県との境界に至り、同境界に沿って西方に進み、同境界と東伯郡と日野郡との境界との分岐点に至り、同境界に沿って北方及び西方に進み、新小屋峠に至り、同峠から県道新如来原倉吉線を北方及び東方に進み、県道旧如来原倉吉線との分岐点に至り、同県道を更に東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>一、〇三三</p>	<p>一、六五〇</p>

<p>県行造林地の作業道に至り、同作業道を南西に進み吹上三角点に至り、同点から赤碓町成美からの旧大山参拝道路を西北に進み、東伯郡と西伯郡との郡界に至り、同郡界に沿って北方に進み、国鉄山陰線に至り、同線を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>西伯郡名和町と大山町との町界と広域農免農道との交差点になる大名橋を起点とし、同農道を北東に進み、県道豊房名和線に至り、同農道を南東に進み、町道神田上大山線に至り、同町道を南東に進み、県道名和船上山線に至り、同農道を北方に進み、町道陣構長野線に至り、同町道を北東に進み、広域農道に至り、同農道を更に北東及び東方に進み、県道赤碓下市停車場に至り、同県道と東方に進み、町道殿河内二本松線に至り、同町道を南方に進み、県道高橋下市停車場線に至り、同県道を更に南方に進み、中山町道岩伏横断線に至り、同町道を西方に進み、更に名和町道岩伏横断線を西方に進み、名和町と大山町との町界に至り、同町界</p>	<p>〃</p>	<p>一、七八五</p>
<p>溝口外猟区</p>	<p>日野郡溝口町大滝地内の県道金屋谷江府線と県道大滝白水線との交差点を起点とし、同農道を南西に進み、国道百八十三号に至り、同国道を北西に進み、県道大山溝口線に至り、同農道を東方に進み、町道溝口添谷大滝線に至り、同町道を東方に進み、県道金屋谷江府線に至り、同農道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>〃</p>	<p>一、七〇〇</p>
<p>西畑休猟区</p>	<p>日野郡日野町三土地内の県道濁谷、板井原線と日野町三土地から岡山県阿哲郡大佐町伏谷に通じる通称二子山越山道との分岐点を起点とし、同点から県道濁谷板井原線を東方に進み、国道百八十一号に至り、同国道を東方に進み、林道大泉線の起点に至り、同林道を北東に進み、終点に至り、同点から大泉本谷に沿って北方に登り、岡山県との県境にある治郎山の頂きに至り、同点から鳥取県と岡山県との県境に沿って南方及び西方に進み、日野町三土地から岡山県阿哲郡大佐町伏谷に通</p>	<p>〃</p>	<p>一、〇〇〇</p>

<p>じる通称二子山越山道に至り同山道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>日野郡日南町宮内地内の国道百八十三号と町道井原虫祭線の分岐点を起点として、同町道を南東に進み、町道大谷線に至り、同町道を更に南東に進み、町道宗金井原線に至り、同町道を東方に進み、県道猪子原上石見停車場線に至り、同県道と南西に進み、県道多里神福線に至り、同県道を西方に進み、日鉄河上鉱山線に至り、同線を北東に進み、シコ谷に至り、同谷を北進して国道百八十三号に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
	<p>〃</p>
	<p>一、八〇〇</p>

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年九月二十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和四十九年九月三十日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
(2) その他

公 告

消防法（昭和28年法律第186号）第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和49年9月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱者試験
- (2) 乙種危険物取扱者試験
- (3) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

- (1) 日時
 - 甲種危険物取扱者試験 昭和49年11月8日 午前10時から
 - 乙種危険物取扱者試験 昭和49年11月8日 午前10時から
 - 丙種危険物取扱者試験 昭和49年11月8日 午後1時から
- (2) 場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

倉吉市巖城279 鳥取県中部総合事務所

米子市紀町1の160 鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町2の162 米子市消防本部

3 受験資格

(1) 甲種危険物取扱者試験については、消防法第13条の3第4項の規定に該当する者

(2) 乙種危険物取扱者試験については、消防法第13条の3第5項の規定に該当する者

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和49年10月7日から10月16日まで（郵送による場合は、10月16日までの消印のあるものは有効とする。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験を受験する者は、

3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを

エ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第

5項又は第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際、同条第5項又は第6項に規定する免状の写しを添付するとともにその免状を試験当日提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 甲種危険物取扱者試験 1,500円

イ 乙種危険物取扱者試験 1,000円

ウ 丙種危険物取扱者試験 800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書提出先

鳥取市東町1丁目220, 鳥取県総務部消防防災課